

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準(不利益処分関係)

(新規)

				資料番号	1 - 0	担当課	私学文書課
法令名	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律	根拠条項	11	不利益処 分の種類	不正利得の徴収		
<p>公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律 (平成22年法律第18号)</p> <p>(不正利得の徴収)</p> <p>第11条 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給を受けた者があるときは、都道府県知事は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた就学支援金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</p>							